

栃木県高等学校体育連盟登山専門部規約

第1章 名称および事務局

第1条 この部会は栃木県高等学校体育連盟登山専門部という。

第2条 この部会の事務局は原則として部長又は委員長の在任校に置く。

第2章 目的

第3条 この部会は栃木県高等学校体育連盟の規約に基づき、関係諸団体と関係を密にし、高等学校における登山部活動の健全な発達を図るとともに、各校登山部の融和親睦を図ることを目的とする。

第3章 事業

第4条 本部会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 高等学校の登山大会の開催。
- 2 登山部活動に関する指導研究及び講習会等の開催。
- 3 機関紙の刊行。
- 4 その他目的達成に必要な事項(各種委員会を常設できる)。

第4章 組織

第5条 本部会は栃木県高等学校体育連盟加盟校の登山種目の加盟校をもって組織する。

第5章 役員

第6条 本部会に次の役員を置く。

- | | | | | | |
|---|------|-----|---|------|-----|
| 1 | 部 長 | 1名 | 2 | 副部長 | 若干名 |
| 3 | 委員長 | 1名 | 4 | 副委員長 | 3名 |
| 5 | 専門委員 | 若干名 | 6 | 監 事 | 2名 |
| 7 | 顧問 | 若干名 | | | |

第7条

- 1 部長は専門委員会において推挙し、栃木県高等学校体育連盟会長がこれを委嘱する。
- 2 副部長は専門委員会において推挙し、部長がこれを委嘱する。
- 3 部長はこの部会の代表し会務を統括する。副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときはこの職務を代行する。

第8条 委員長、副委員長、専門委員、監事は専門委員会において推挙し總會の承認を得て部長がこれを委嘱する。

- 1 専門委員長は専門部運営上の一切の業務を処理する。
- 2 副委員長は委員長を補佐し委員長事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 専門委員は会務を審議執行する。
- 4 監事は本部会すべての監査に当たる。

第9条 役員の任期は栃木県高等学校体育連盟規約第9条に準じ2ヵ年とする。ただし再任を妨げない。補欠によって就任した役員の任期は前任者の残留期間とする。

第10条 顧問は本部会に永く貢献し、退職した者を専門委員会において推挙し総会の承認を得て部長が委嘱する。

1 顧問は本部会の運営において部長の諮問に応じる。

第6章 会議

第11条 本部会に次の会議をおく。

1 総会 2 専門委員会 3 その他本部会運営に必要な会議

第12条 総会は部長が召集し次の事項について審議する。

- 1 決算の承認及び予算、事業に関する事項。
- 2 大会運営の基本方針に関する事項。
- 3 大会開催地の決定。
- 4 その他の重要事項。

第13条 専門委員会は部長が召集し、総会に関する事項を審議する。緊急な事項については審議処理し総会に報告する。

第14条 専門委員会は第6条に規定する監事を除く役員をもって構成する。総会は第6条の役員並びに加盟校の正顧問一名をもって構成する。

第7章 会計

第15条 この部会の経費は、栃木県高等学校体育連盟の予算・栃木県高等学校体育連盟登山専門部の分担金およびその他をもってあてる。

第16条 会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第8章 付 則

第17条 本規約の改正は総会の議を経て改正することができる。

第18条 本部会は、栃木県山岳連盟に加盟するものとする。

第19条 この規約は平成18年 4月14日から改正実施する。